



鳥取県公報

平成 20 年 7 月 1 日 (火)
第 8 0 0 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	収入証紙の小売りさばき人の指定 (479) (指導管理課) 2
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (480) (〃) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (481) (森林保全課) 2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (482) (東部総合事務所県民局) 3
	土地改良区の役員の就任 (483) (東部総合事務所農林局) 3
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (484) (西部総合事務所県民局) 4
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施 (警察本部生活安全企画課) 5

告 示

鳥取県告示第 479 号

鳥取県収入証紙条例（昭和 39 年鳥取県条例第 9 号）第 5 条第 3 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定年月日	指定番号	住所	名称	売りさばき場所
平成 20 年 6 月 17 日	644	鳥取市国府町宮下 1130	有限会社ユニバース・ドリーム	鳥取市立川町六丁目 176

鳥取県告示第 480 号

鳥取県収入証紙規則（昭和 39 年鳥取県規則第 17 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成 20 年 7 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
425	株式会社鳥取銀行 鳥取県庁支店	所在地	鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第二庁 舎内及び鳥取市立 川町六丁目 176 東部 総合事務所派出所 内	鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第二庁 舎内	平成 20 年 4 月 1 日

鳥取県告示第 481 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡南部町浅井字谷奥山755の30から755の32まで、市山字家ノ上205、字屋敷通り223、朝金字トノ田103の1、126の1、字上山133、133の1、134の1、134の2、135の2、高姫字近藤1067から1071まで、田住字五反田479の2、479の6から479の8まで、字カケ尻522、525、527の1、528、字荒神平264の2、270の1、270の2、字萱床276、字塔田393、394、396、402、403の1、413の1

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 482 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 8 月 13 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 7 月 1 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成 20 年 6 月 13 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人とっとり未来

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

坂口 愛子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市吉方温泉一丁目 620-3

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、就労を支援し自立の実現に寄与する事業を行い、もって障害者の社会参加及び福祉の向上に資することを目的とする。

鳥取県告示第 483 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり岩美土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 1 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

就任した役員の氏名及び住所

理 事	竹 内 肇	岩美郡岩美町大字岩常536
〃	大 森 博	岩美郡岩美町大字馬場113
〃	太 田 頼 雄	岩美郡岩美町大字延興寺82
〃	中 島 宏 和	岩美郡岩美町大字大谷664

〃	米 山 登	岩美郡岩美町大字外邑281
〃	田 渕 幸 孝	岩美郡岩美町大字岩常571
〃	瀧 山 敏 春	岩美郡岩美町大字小田180- 1
〃	田 中 久 雄	岩美郡岩美町大字池谷312
〃	澤 孝 也	岩美郡岩美町大字大谷641
〃	神 谷 博 文	岩美郡岩美町大字院内262
〃	加 納 淑 郎	岩美郡岩美町大字荒金423
〃	澤 貴 志	岩美郡岩美町大字大谷1555- 4
〃	飯 野 隆	岩美郡岩美町大字黒谷103
〃	楠 田 理	岩美郡岩美町大字本庄503
〃	岸 龍 司	岩美郡岩美町大字大谷586
〃	大 西 勇	岩美郡岩美町大字大谷1881- 1
〃	横 田 光 男	岩美郡岩美町大字長郷123
〃	橋 本 友 幸	岩美郡岩美町大字白地490
〃	前 田 節 夫	岩美郡岩美町大字太田134
〃	篠 原 孝 雄	岩美郡岩美町大字長谷704- 3
〃	難 波 英 治	岩美郡岩美町大字真名61
〃	谷 口 博 義	岩美郡岩美町大字相山37
〃	高 垣 進 也	岩美郡岩美町大字岩井850
監 事	田 中 展 昌	岩美郡岩美町大字池谷59
〃	澤 貢	岩美郡岩美町大字大谷834- 2
〃	橋 本 昭 徳	岩美郡岩美町大字河崎447

平成20年6月4日就任 任期 第1回総代会の日まで

鳥取県告示第484号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年8月23日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年7月1日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日
平成20年6月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人びのきお
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
渡部 万智子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市新開一丁目5-40
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、不特定多数の支援を必要とする人に対して、在宅生活と社会参加を支援する事業を行い、地域で安心して自分らしく生きることができるよう社会福祉活動を通しニーズに添った支援及び地域福祉の向上に

寄与することを目的とする。

公 告

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 20 年 7 月 1 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
貴重品運搬警備業務 2 級
- 2 実施日時
平成 20 年 10 月 4 日（土）午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 3 実施場所
広島県広島市佐伯区石内南三丁目 1 - 1 広島県運転免許センター 2 階
- 4 受検定員
5 名程度
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
平成 20 年 8 月 25 日（月）から同月 29 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

- (3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。